

京都市告示第 627 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和 8 年 1 月 28 日

京都市長 松井 孝治

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市立錦林浴場、京都市立養正浴場及び京都市立三条浴場	京都市伏見区竹田醍醐田町 16 番地の 3 明日香サポートサービス株式会社	令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日 (京都市立錦林浴場にあっては、令和 8 年 9 月 30 日) まで
京都市立壬生浴場及び京都市立久世浴場	同上	令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
京都市立辰巳浴場及び京都市立改進浴場	京都市下京区綾小路通柳馬場東入塩屋町 60 番地の 2 株式会社ワン・ワールド	同上

(都市計画局都市企画部都市総務課)